(その1)



令和 → 年分 (令和 年 月 日開催分)

(ふりがな) すず こうえんかい	政治団体の区分				
1 政治団体の名称 ステーフンド 沙埃へ	□ 政 党 □ 政治資金規正法第18条の2第				
	□政 党 の 支 部 1項の規定による政治団体				
、武 国東杭山港市	│□政治資金団体 ☆その他の政治団体				
。主たる事務所 ^{ンプリノをいれている。}	□その他の政治団体の支部				
2 主たる事務所 上帝 梁東が山郡 の 所 在 地 少り町大家庭 沢る					
	活動区域の区分				
3代表者の氏名 人 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	□ 2以上の都道府県の区域等 □ 同一の都道府県の区域内				
3代表者の氏名分入行文/作					
	資金管理団体の指定の有無国会議員関係政治団体の区分				
4合計責任者 / 子藤 灵 龙	□ 政治資金規正法第19条の7第1項第				
4会計責任者/尹藤泉/龙生	│ □ 無 1号に係る国会議員関係政治団体				
	│ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆				
	公職の種類 (表) (19) 2号に係る国会議員関係政治団体				
事務担当者の氏名	区 分 □現職 □候補者等 公職の候補者				
M	資金管理団体 の氏名				
发文术 上升 计	の居出をした。				
	者の氏名が大衛文大作 公職の種類				
(電話)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				
	資金管理団体の指定の期間 国会議員関係政治団体に関する				
	特例の適用期間				
(電話)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日から				
	令和 年 月 日まで 令和 年 月 日まで				

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	円 フ
(前年からの繰越額)	D
(本年の収入額)	\mathcal{D}
支 出 総 額	0
翌年への繰越額	D

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人の)負担する党費又は会費	
金	額	
員	数	0

(2) 寄附						
ア 寄附(イを除く。)の区分	· 		金	額		備考
(ア)個人からの寄附					P P	
	,					
(うち特定寄附)	(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·)	
(イ)法人その他の団体からの寄附						·
(ウ)政治団体からの寄附						
小計 (ア)+(イ)+(ウ)		:		•	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	()	
イ 政党匿名寄附						
合計(ア+イ)					<i>D</i> -	

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資	産	等の	有 無	Ħ.			•	-			
			Ì	資産等	の項目が	引 区 分			有	無	備考
ア	土							地		A	
1	建					* '		物		Q	
ゥ	建	物の所	有を目	目 的 と	する地	上権 又は土	地の賃借	権		A	
エ	取	得の	価格	が 1	0 0 2	万円を超	え る 動	産		A	·
オ	預	金(普通預	金及び	当座預金	を 除 く 。)	又は貯金(普通	動貯金を除く。)		Q	
カ	金			銭		信		託		A	
+	有			価		証		券		A	·
þ	出	資		C	よ	る	権	利		A	
ケ	貸	付 先 ご	との	残高が	1 0 0	万 円 を 超	える貸付	金		A	
٦	支	払われ	. た 金	額が	1 0 0)万円をま	超 え る 敷	金	Π.	A	
サ	取	得の価格	が 1 0	0 万円	を超える	る施設の利用	に関する権	利		, A	
シ	借	入 先 ご	との	残高か	1 0 0	万 円 を 超	える借入	金		A	

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 年 4月 / 日

政治団体の名称

鈴木フつお後接合

会計責任者の氏名

伊藤则雄靈

※代表者の氏名 鈴木 徹太 本体の

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。